

米国特許情報

米国ソフトウェア・クレームを作成する際に
アルゴリズムが十分に開示されていると認定されるために留意すべき事項

2018年07月23日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

米国特許プラクティスにおいて、クレーム発明を"means plus function"形式で機能的に記載することが認められています。但し、この場合、"means" がカバーする範囲は、出願当初明細書の開示の範囲とその合理的な均等物に限定して解釈されます（35 U.S.C. 112(f)/35 U.S.C. 112, 6th paragraph）。

また、35 U.S.C. 112(b)/35 U.S.C. 112, 2nd paragraph との絡みで、米国特許プラクティスにおいては、"means plus function"形式のみでクレーム発明を機能的に記載することは一般に推奨されていません。そうは言うものの、"means plus function"形式でクレームを記載した場合、発明主題を高度に抽象化できる場合があり、このような場合、少なからずメリットを出願人／特許権者にもたらすこととなります。

ソフトウェア特許は、一般に、ステップや規則のシーケンス、つまり、アルゴリズムを実行するようにプログラムされたコンピュータによって実行される当該アルゴリズムに係るものです。アルゴリズムは、本質的に、機能的なものですので、ソフトウェア特許クレームは、しばしば、構造的文言を用いて記載されるのではなく、機能的文言を用いて記載されます。また、多くの場合、ソフトウェア特許クレームは、曖昧な表現である"units" や"modules"を用いて、アルゴリズムのステップを実行するように規定されます。

このような状況下で、このたび、ソフトウェア特許における"means plus function"形式のクレームに関し、興味深い判決が下されました。この件について、以下に詳細に説明します。

【全5頁】

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト>	: http://www.harakenzo.com
<商標専門サイト>	: http://trademark.ip-kenzo.com
<意匠専門サイト>	: http://design.ip-kenzo.com
<法務部 facebook>	: https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment
<広島事務所 facebook>	: https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。